

一般社団法人 国際文化交流センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 国際文化交流センターと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本県菊池郡菊陽町大字原水1157番地3に置く。

(目的)

第3条 当法人は、広く地域住民に対して、多様な人々の地域生活を支える活動を通じて人々の福祉的生活を支えながら一人ひとりの社会的自立の促進を促す。また、「国際的」「共生」を正しく啓発する活動を通じてすべての人々が幸福になるよう実践をもって社会に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の支援事業を行う。

- (1) 多様な人々の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための活動に基づく福祉サービス事業
- (2) 多様な人々の生活を促す支援事業（礼儀作法（日本でのマナー）教育支援、日本で生活する上でのルール等の教育支援、生活習慣の教育支援、企業への人材派遣支援）
- (3) 人材育成支援事業（日本語の教育支援、和（日本）文化の教育支援、きもの着付け教育支援、その他各種教育支援）
- (4) 余暇支援事業（健康づくり、スポーツ、イベントの企画運営）
- (5) 障がい者福祉支援事業
- (6) リサイクル推進支援事業
- (7) その他目的を達成するための支援事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 基金等

(基金等の拠出)

第5条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

寄付金、助成金、補助金、給付金等の取扱規程は別途定める。

(基金の募集等)

第6条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第7条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第8条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第9条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第3章 社員

(法人の構成員)

第10条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第11条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第12条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び必要に応じて、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第13条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第14条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第15条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第4章 社員総会

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年6月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第19条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し

、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち2名を代表理事とする。

(選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事会によって定める。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括し、別に定める理事職務規程により当法人を運営するものとする。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 条理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 計算

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする

。
これを変更する場合も、同様とする。

(年度収支計算後の余剰金)

第36条 年度収支計算で残った余剰金の分配を行わないものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(解散した時の残余財産)

第38条 この法人が解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与する。

(非営利性である法人)

第39条 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

(設立時の役員及び追加役員)

第40条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	坂	本	美	伸
設立時理事	竹	下	君	枝
設立時理事	前	川	勝	彦
設立時理事	井	口	成	明
設立時理事	坂	本	美	津子

この法人を非営利性法人として追加理事を、次のとおりとする。

(追加の役員)

追加理事	弓	削	昂	平
	戸	郷	ゆかり	

設立時代表理事	坂	本	美	伸
設立時代表理事	竹	下	君	枝
設立時監事	倉	橋	学	志

(設立時社員の氏名及び住所)

第41条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

熊本県菊池郡菊陽町大字原水1157番地3 ラ・ブリーズ菊陽703号

坂 本 美 伸

東京都杉並区西荻南二丁目6番14号

竹 下 君 枝

静岡県裾野市須山2255番地の3118

前 川 勝 彦

(法令の準拠)

第42条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

令和 6 年 7 月 1 日

熊本県菊池郡菊陽町大字原水1157番地3

一般社団法人 国際文化交流センター

代表理事 坂 本 美 伸